

松江市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 3 年 12 月 23 日付け松江市監査委員告示第 14 号で公表した松江市財政援助団体等監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

令和 4 年 2 月 22 日

松江市監査委員 三島 康夫  
松江市監査委員 安来 弘喜  
松江市監査委員 石倉 徳章

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1. 社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 (団体に対するもの／福祉総務課)</p> <p>(1) 経理規程及び文書管理要領に基づく事務の正確性を高めるため、チェック体制の強化や職員研修に取り組まれない。</p> <p>(2) 宍道屋内ゲートボール場について、利用実態等を踏まえ、今後のあり方について検討されたい。</p>	<p>1. 社会福祉法人 松江市社会福祉協議会</p> <p>(1) 経理規定や文書管理要領について現行の内容を職員が再度確認する機会を設けるとともに、定期的に職員研修を実施し、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>(2) 今後の施設の在り方については、設置の経緯や目的、利用状況を踏まえ、松江市社会福祉協議会と協議し、検討いたします。</p>
<p>2. 株式会社 サンライズ美保関 (団体に対するもの／観光施設課)</p> <p>(1) 当法人は、純利益は確保しているものの、利用者数低迷による施設利用料収入などの減少により、純売上高が減少し営業損益も悪化している。今後は、より効率的な経営に努め、営業損益の改善を図られたい。</p>	<p>2. 株式会社 サンライズ美保関</p> <p>(1) イベントなど既存事業の入場料収入に対する検討や、既存事業に付加価値を加えて新たな収入源を獲得するなど、効率的な経営に努めるよう指導しました。</p>